公安委員会定例会議の開催状況

第１　日時　　令和８年10月21日（水）午後１時30分から午後２時35分までの間

第２　出席者　松尾委員長（司会）、刈谷委員、前田委員
本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第３　議事の概要

１　委員説示

松尾委員長から、「間もなく国民文化祭の開催ということで、本日、本部庁舎１階のエントランスでは多くの職員が準備を行っていた。大変だとは思うが警衛警備に万全を期していただくようお願いする。本日冒頭では、先日広島県で開催された中国四国管区内公安委員会連絡会議に参加したのでその結果について報告させていただく。今年は、二つのテーマに基づき各県が取組等の発表を行った。テーマの一つ目が、「実効ある人材確保の取組について」ということで、各県とも年々申込者、受験者が減少しているということで懸命に取組をしていることがわかった。各県の取組では、若い世代から支持されているラジオＤＪを県警察の広報大使に任命して警察のＰＲをする、コンビニエンスストアのレジ上に設置しているモニターに警察のＰＲ動画を流す、県立アリーナでの大規模な採用募集イベントを開催する、全職員がリクルーターということで、リクルートの手引きを作成して全職員に周知するなどがあり、各県とも知恵を絞って一生懸命やっていると感じた。また、体力試験を６項目から１項目にするなどの試験制度の見直し、組織の魅力を向上させるための職員の居住制限の見直し、警察学校における規律や指導の在り方の見直しなどにも取り組んでいるとのことであった。テーマの二つ目が、「特殊詐欺等予防対策の取組について」ということで、これも各県とも被害が増加しているということで広報活動等懸命に取組をしていることがわかった。各県の取組の中で、銀行のＡＴＭの上に超音波スピーカーを設置して、ＡＴＭ利用者の耳元にＡＴＭの利用が適正なものかどうかを訴えかける音声が流れるようにしたという取組があり、面白い取組だと思った。二つのテーマについて本県に

おいても、様々な取組を行っているところ、その効果が表れるように継続した取組をお願いする。」旨の説示があり、本部長から、「警衛警備については、高知県警の威信をかけてしっかりと取り組んでまいるので、引き続きお見守りいただくようお願いする。」旨の表明があった。

２　　報告事項

(1)　令和８年９月中の苦情取扱状況について（資料１）

警務部長から、令和８年９月中の苦情取扱状況について説明があった。

刈谷委員から、「複数人で勤務中のうちの１人の警察官が居眠りをしていたという事例は、周りの職員が声掛けをしなかったということが良くなかった。一人が不適切な行為をすることにより、県警全体が同じような目で見られてしまうので勤務員同士で注意し合うということが大事である。不適切な言動の事例は、人を慮る、利他を重要視するという部分が欠如していると思う。人を慮るというのは、「人にされて嫌なことは人にしてはいけない、逆に、人にされて嬉しいことを人にする。」ということである。とはいえ、警察官は現場で自己の正義感が勝ってしまい、言い過ぎることもあると思うが、そのときは、気がついたときに謝罪をすれば苦情に発展することはないと思う。相手の気持ちを理解した上で対話すれば理解いただけると思う。本年度から業務改善の契機となった苦情を公表し、警察内でも資料を作成して共有しているということで良い方向に向かっていると思う。徐々に結果も伴ってくると思われるので、この取組を引続き行っていただくようお願いする。」旨の発言があった。

前田委員から、「居眠りの事例は、体調不良等の背景があったかもしれない。周りの勤務員同士で補い合えるような職場作りに努めていただきたい。事例を聞くと、ほとんどの職員について、説明能力が低いと認める。私が勤めていた会社では、納得するか説得するかというのを常に問われていて、理不尽と思っても説明をして相手が変わらなければこちらが納得するしかなく、だから相手を説得する力を身に付けることが重要と言われてきた。警察は、見ず知らずの方を相手にすることが多いなか、現場の警察官は説明能力を磨いていただき、トラブルにならないようにしていただきたい。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「納得というのは、結果による納得とプロセスによる納得があ

り、そのなかでもプロセスにより納得してもらうことが重要と考えている。どのようなプロセスで説明したらよいかということは難しい問題であるが、報告していただいたような事例を参考にしていただき、皆で意見を出し合って研さんに努めていただきたい。」旨の発言があった。

第４　個別決裁

１　審査請求に係る弁明書の送付及び反論書等の提出について

監察課訟務官から、公文書部分開示決定通知書の取消し処分に係る弁明書の送付及び反論書等の提出について説明があり、いずれも原案のとおり決定した。